

令和 6 年 亀 岡 市 議 会 定 例 会 1 2 月 議 会

提 案 理 由 説 明 書

(そ の 3)

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

議員各位には、連日慎重に御審議をいただきまして、誠に感謝にたえない次第でございます。

それでは、ここに追加提案いたしております議案につきまして、御説明を申し上げます。

第23号議案の令和6年度亀岡市一般会計補正予算（第5号）は、3億1,787万円を追加し、予算総額を491億1,477万円とするものでございます。

その内容は、職員の給与に関する条例などの改正及び、人事異動に伴う職員人件費の増減などを補正するものでございます。

詳細につきましては、御審議をいただく過程におきまして御説明申し上げますことといたしております。

なお、財源につきましては、全額を繰越金の一般財源で措置いたしております。

次に、第24号議案から第29号議案までの6議案は、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、水道事業、下水道事業、病院事業の特別会計補正予算におきまして、いずれも職員の給与に関する条例などの改正及び、人事異動に伴う職員人件費の増減などを補正するものでございます。

次に、第30号議案の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正は、国の給与改定措置に準じ、市長等の期末手当の支給割合

を改正しようとするものでございます。

第３１号議案の一般職員の給与に関する条例の一部改正は、これも国の給与改定措置に準じ、社会と公務の変化に応じて給与制度を整備するため、諸手当の見直しや本市職員の給与に関し、初任給及び若年層に重点を置いた本給の改正並びに期末手当、勤勉手当の支給割合の改正等を行おうとするものでございます。

第３２号議案の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正は、一般職員の給与改定に係る取扱いに準じ、会計年度任用職員の給料表の給料月額及び期末手当並びに勤勉手当の支給割合を改正しようとするものでございます。

以上をもちまして説明を終わります。

どうぞ、慎重に御審議をいただきまして、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。